



熊本県公報

号外 第 8 号

平成 27 年 3 月 20 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

条 例

- 熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例…………… (財政課) 1

◇熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

- 1 総務常任委員会の委員の定数を 9 人から 8 人とする事とした。
- 2 この条例は、平成 27 年 4 月 30 日から施行する事とした。

条 例

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 27 年 3 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 37 号

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例
熊本県議会委員会条例(昭和 31 年熊本県条例第 51 号)の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 号中「9 人」を「8 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 30 日から施行する。